

## 第380回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和2年12月4日(金) 9時45分から10時23分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階B会議室  
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和2年11月20日(金)  
【発送年月日: 令和2年11月20日(金)】
4. 公示日 : 令和2年11月20日(金)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、壱岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、草野委員、大久保委員、松尾委員、亀田委員、高山委員
7. 欠席委員 : 川上委員、法村委員
8. 臨席者 : 長崎県水産部 漁業振興課  
大崎係長、石田主任技師
9. 事務局 : 富永事務局長、神寄次長、竹本係長、中島書記
10. 議題 :  
第1号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)  
  
その他 (1)長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(案)  
(2)長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(案)  
(3)漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針(案)について  
(4)その他について

### 第380回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和2年12月4日（金）9時45分から10時23分まで  
場所：五島振興局4階B会議室 長崎県五島市福江町7番1号

役割分担	進行内容など
事務局	それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第380回五島海区漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。
熊川会長	(挨拶)
事務局	ありがとうございました。 なお、本日は議案についての説明のため、長崎県水産部漁業振興課から担当が出席していますのでご紹介します。 漁業振興課の大崎係長と石田主任技師です。
漁業振興課	(挨拶)
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、8名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「亀田委員」と「太田委員」にお願いしたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「亀田委員」と「太田委員」をお願いします。

熊川会長 本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、  
第1号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定  
について（諮問）  
その他（1）長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（案）  
について  
（2）長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（案）  
について  
（3）漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う  
助言、指導又は勧告に関する運用指針（案）について  
（4）その他について  
となっています。

熊川会長 それでは、第1号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可  
能量の設定について（諮問） を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料2ページの左をご覧ください。県知事から諮問文が届い  
ていますので、朗読させていただきます。  
（諮問文朗読）  
それでは、ご説明は漁業振興課からいたします。

漁業振興課 （資料説明）  
以上で説明を終わります。

事務局 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質  
問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採  
決に入ります。

熊川会長 第1号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定  
について（諮問） につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない  
旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員	(異議なし)
熊川会長	ご異議もないようですので、 第1号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定 について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない 旨、答申することに決定します。 以上で、第1号議案を終了します。
熊川会長	続きまして、その他の件、 (1) 長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(案)について 事務局の説明を求めます。
漁業振興課	お手元の資料の10ページをご覧ください。 (資料説明) 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら、ご 発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	続きまして、その他の件 (2) 長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(案)について 事務局の説明を求めます。
漁業振興課	お手元の資料の13ページをご覧ください。 (資料説明) 以上で説明を終わります。
熊川会長	ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら、ご 発言をお願いします。
各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	続きまして、その他の件 (3) 漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指 導又は勧告に関する運用指針(案)について 事務局の説明を求めます。

漁業振興課

お手元の資料の18ページをご覧ください。  
(資料説明)  
以上で説明を終わります。

熊川会長

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いします。

熊川会長

今回、案として出されたわけですが、説明の中にもあったように、なるべく採捕停止にならないよう国の留保枠を利用するなどして努めてまいりたいとのことですので、そういう気持ちで漁業者のことを考えて物事を進めてもらえればと思う。

熊川会長

続きまして、その他の件  
(4) その他について 事務局の説明を求めます。

事務局

4、その他については、前回の第379回の当委員会で、第2号議案の「制限措置の内容及び申請すべき期間の手続きについて」の審議のときに、草野委員からご質問がありました、「あるタイミングで一斉に申請手続きを行い、許可期間を5年間とする（許可期間の開始日を揃える方法）場合」の取扱いについて、ご説明いたします。

事務局

あるタイミングで一斉に許可申請手続きを行い、許可期間を5年間とする方法、許可期間の開始日を揃える方法、は可能ですが、その場合は継続許可ではなく、公示許可となります。公示許可となった場合は、一度、廃業届を提出していただき、海区漁業調整委員会に諮り、公示された許可期間内に申請を行っていただく手続きとなります。こちらの方法の場合、2級船の県収入証紙手数料3,100円や各漁協で設定している申請手数料がかかるため、許可を更新して間もない許可受有者の理解が得られるかどうかという問題がございます。振興局としましては手数料の負担や許可期間が短くなることが少なくなるように、改正後最初に更新を迎える許可受有者の許可期間末に揃える方法を各漁協へ提案して了解が得ているというところでございます。

事務局

前回の委員会での草野委員からのご質問への説明は以上となります。

熊川会長

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いします。草野委員よろしいですか。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 これでは、本委員会で予定していましたが議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等が終了した時点で)

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。

事務局 次回の開催は、来年3月上旬に、長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の変更について、県営大型魚礁の設置に伴う漁業調整上の支障の有無について等、を予定しております。日程調整は改めていたしますのでよろしく願いいたします。

熊川会長 このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。

お忙しい中のご出席、ありがとうございました。